

# 改善報告書

平成 27 年 3 月 25 日

神戸市長 久元 喜造 殿

名称 特定非営利活動法人兵庫県断酒会  
所在地 神戸市長田区御蔵通 6-17  
代表者 理事長 柏野 好央  
前理事長 芦谷 眞隆



特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 42 条の規定に基づく改善命令を受け、当法人は今後下記方針を実施する考えです。それらの実施に向けたタイムスケジュールを次のようにご報告致します。

項目	改善方策など	実施年月日
事業の廃止	指定障害福祉サービス事業の廃止（取消し）	平成 27 年 1 月 1 日
定款変更の申請	定款第 2 章第 5 条(9)(10)(11)を削除。（尚、平成 27 年度～平成 28 年度の事業計画と、事業予算について平成 27 年 6 月通常総会で中身を話合う予定）	平成 27 年 6 月(予定)
臨時総会	・原因説明と原因究明（会員 385 名へ説明） ・定款変更（削除は平成 27 年 6 月予定） ・役員変更（新理事長選任、新理事 12 名就任、理事 7 名退任） ・再発防止策	平成 27 年 3 月 14 日
今後の再発防止についての取り組み	・新理事は改善命令に至った経緯を再度復習し、原因を共有し、再発させないように意識を深める。行政、医療、地域、会員との関わり合いを密にし、事務方からの「報告・連絡・相談」を丁寧に行う。 ・毎月 1 回役員会を開催。上記の徹底。	日々、取り組む
監事の監査増加	事業が適切に行われているか、経理に不正はないかの監視体制を強化し、適正に行う	本年より毎年 5 月、10 月
役員勉強会	事業に必要な法律、条例を学び、運用を検討し定める	年 2 回